

平成 26 年度第 2 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 26 年度第 2 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 26 年 7 月 29 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 20 名

2. 出席委員 17 名

(事務局) 7 名

欠席委員 3 名

3. 議案

議案第 3 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (14 件)

その他

開会 午前 10 時 00 分

事務局長 (●●) 平成 26 年度第 2 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 17 名、在任委員は 20 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (11 番 ●●委員 13 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 3 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 12 号 (賃借権) 及び、受付第 13 号 (使用貸借) 及び、受付第 14 号 (使用貸借)

〔議長〕借人が同一であるため、受付 12 号から受付 14 号まで一括して説明するよう指示。

〔事務局 ●●説明〕

まず、受付 12 号について

貸人は、高知市●●町●●番地の●●さん、●●歳、●●業

借人は、仁淀川町●● ●●番地の(株)●●代表取締役●●さん

土地の所在は2筆あり、

1筆目は、●●字●● ●●番 地目は台帳が田、現況は畑 面積は 941 m²

2筆目は、同所同字●●番 地目は台帳・現況とも畑 面積は 109 m²

合計 1,050 m²

譲渡理由は、賃借権による、15年間の設定となっております。

次に受付第13号について

貸人は、松山市●● ●●丁目●●番●●号の●●さん、●●歳、●●

借人は、同一。

土地は3筆あり、●●字●● ●●番 面積 483 m²

同所同字●●番 面積 1548 m²

同所同字●●番 面積 287 m²

以上、合計面積 2,318 m²

全て地目は台帳・現況共に畑となっております。

譲渡理由は、使用貸借による15年間の設定となっております。

最後に受付第14号について

貸人は、兵庫県川西市●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●員

借人は、同一。

土地は2筆あり、●●字●● ●●番 面積 110 m²

同所同字●●番 面積 1,400 m²

合計 1,510 m²

2筆とも地目は、台帳・現況共に畑となっております。

譲渡理由は、使用貸借による15年間の設定となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月25日に現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する(株)●●さんは、農業生産法人の要件を満たしていることを確認。
3. 権利を取得する(株)●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
4. 権利を取得する(株)●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

まず受付第12号の採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

次に受付第13号の採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

最後に受付第14号の採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 15 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番●●号の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地の所在は、●●字●●番 台帳・現況共に畑 面積 52 m²

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7 月 14 日に借人の●●さんと 2 人で現地確認を行いました。現場は●●中学校グラウンドの入口付近でした。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、以前から借地をして母親と共に耕作をしており、150 日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 16 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、大阪府八尾市●●町●● ●●丁目●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業です。

土地の所在は、●●字●● ●●番 台帳・現況共に畑 面積 47 m²

同所同字 ●●番 台帳・現況共に畑 面積 140 m²

同所同字 ●●番 台帳・現況共に畑 面積 46 m²

合計面積 233 m²

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7 月 22 日に現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、150 日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 17 号（所有権移転）

〔事務局●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●業

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●業です。

土地の所在は、●●字●● ●●番 台帳・現況共に畑 面積 742 m²

合計面積 742 m²

譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7 月 17 日に譲渡人の●●さんと譲受人の●●さん、事務局立会のもと、現地確認を行いました。
現場は茶畑でした。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、150 日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 18 号（賃借権）および、受付第 19 号（賃借権）

〔議長〕借人が同一なので、一括して説明するよう指示。

また、この案件は、農業委員会等に関する法律第 24 条の議事参与の制限に該当する自己の案件となりますので、●●委員は議事参与できないことを告げる。

〔事務局●●説明〕

まず、受付第 18 号について

貸人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

借人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 台帳・現況共に畑 面積 232 m²

合計面積 232 m²

譲渡理由は、賃借権による 7 年間の設定となっております。

続いて、受付第 19 号について

貸人は、大阪府堺市●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

借人は同一です。

土地の所在は、●●字●● ●●番 台帳・現況共に畑 面積 267 m²

合計面積 267 m²

譲渡理由は、賃借権による 7 年間の設定となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7 月 16 日に●●さんのご兄弟である●●さんと、借人の●●さん、事務局立会のもと現地確認を行いました。現地ではお茶を作っておりました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、150 日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

まず受付第 18 号について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

続いて受付第 19 号について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 20 号（所有権移転）

〔事務局●●説明〕

譲渡人は、広島県福山市●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地の所在は、●●字 ●● ●●番 台帳・現況共に畑 面積 59 m²

合計面積 59 m²

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

譲受人の●●さんと旦那さんの3人で現地へ行き、現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、文旦をつくっており、150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

受付第20号について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

(2)権利取得者が町外

○受付第1号（所有権移転）

〔事務局●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、南国市●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で11筆あり、所在は、●●字●● ●●番 面積 822 m²

同所同字 ●●番 面積 87 m²

同所同字 ●●番 面積 34 m²

同所同字 ●●番 面積 13 m²

同所同字 ●●番 面積 247 m²

同所字●● ●●番 面積 177 m²

同所同字 ●●番 面積 161 m²

同所字●● ●●番 面積 249 m²

同所字●● ●●番 面積 365 m²

同所同字 ●●番 面積 131 m²

同所同字 ●●番 面積 100 m²

合計面積 2386 m²

全て、台帳・現況共に畑となっております。

譲渡理由は、親から子への贈与となっております。

〔地区担当委員 ●●委員〕

7月17日に現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、農作業に従事し、150 日以上従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成となり、許可と決定する。

○受付第 2 号（所有権移転）および、受付第 3 号（所有権移転）

〔議長〕譲受人が同一の為、受付 2 と、受付 3 をまとめて説明するよう指示。

〔事務局●●説明〕

まず、受付 2 から説明します。

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

土地は 3 筆あり、所在は、●●字●● ●●番 面積 230 m²

同所同字 ●●番 面積 824 m²

●●字●● ●●番 面積 287 m²

合計面積 1,341 m²

3 筆とも台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は、親から子への贈与となっております。

続いて、受付 3 について説明します。

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、同一です。

土地の所在は、●●字●● ●●番 台帳・現況ともに畑 面積 452 m²

譲渡理由は、親から子への贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7 月 21 日に譲受人●●さんの母である譲渡人の●●さんと 2 件の現地を確認しました。

現地は茶畑であり、整備がされておりました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、150 日以上農作業に従事することを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
 5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。
- 以上により、問題ないと思います。

まず受付第2号について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。
続いて受付第3号について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

○受付第4号（所有権移転）

〔事務局●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で11筆あり、所在は、●●字●● ●●番	面積	308 m ²
同所字●● ●●番	面積	375 m ²
同所同字●●番	面積	358 m ²
同所同字●●番	面積	1,133 m ²
同所同字●●番	面積	106 m ²
同所同字●●番	面積	358 m ²
同所同字●●番	面積	450 m ²
同所同字●●番	面積	34 m ²
同所同字●●番	面積	1,635 m ²
同所字●● ●●番	面積	647 m ²
同所字●● ●●番	面積	3,666 m ²
合計	9,070 m ²	

全て、台帳・現況ともに畑となっております。
譲渡理由は親から子への贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

譲渡人の●●さんと、譲受人の●●さんは親子であります。7月20日にお父様の●●さんと現地確認を行いました。日曜日には息子さんの●●さんも帰ってきて、畑の整備をされているそうです。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達しているこ

とを確認。

以上により、問題ないと思います。

受付第4号について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

○受付第5号（所有権移転）

〔事務局●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●● ●●丁目●●番●●号の●●さん、●●歳、農業兼●●です。

土地は2つあり、所在は、●●字●● ●●番●● 面積 242 m²

同所同字●●番●● 面積 738 m²

合計 980 m²

二筆とも、台帳・現況共に畑となっております。

譲渡理由は、贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

7月18日に現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

受付第5号について採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

その他

○農業者年金の制度の説明

J Aコスモス●●さんより、農業者年金について説明がある。

○平成26年度農用地利用状況調査の実施について

事務局●●より、本年度の農用地利用状況調査について説明する。

遊休農地が発見された場合のアンケートの実施についての依頼と、今年で最後となる「中山間直接支払制度」の協定を結ぶ土地については、農地として運営されていることを確認して頂き、補助金の返還が生じないよう指導していただくよう依頼をする。

○農業委員全員研修会の研修について

8月20日にいの町の高知県立高知青少年の家で行われる、『農業委員全員研修会』の案内をする。

○県外研修について

10月6日～10月7日の県外研修の日程については、9月に報告する。

当日は、有害鳥獣対策協議会と合同である。

〔会 長〕 以上で平成26年度第2回農業委員会を閉会する。

閉会 午前11時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員